

北海道地方交通審議会船員部会
第2回北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会
議事概要

開催年月日 令和5年12月19日(火)

開催場所 札幌第二合同庁舎(6階会議室)

□議 題□

1. 北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正(審議)
2. その他

□議事概要□

- ・審議に入り、前回の議論を踏まえ、労働者委員及び使用者委員の双方がそれぞれ検討してきた結果について、意見が述べられた。
- ・労働者委員より、陸上の最低賃金の4.35%と言う大幅な引き上げや物価上昇等を考えると大幅な賃金改定が必要であるとの意見があった。
- ・使用者委員より、事務局資料からは北海道でも全国並に賃金を引き上げる必要があるとは考えられず、北海道人事委員会が平均1.65%の引き上げ勧告を行っていることから、この数値が北海道の実情を一番反映している数字ではないかとの意見があった。
- ・労使委員相互間の意見に隔たりがあることから、部会長の勧奨により、労使委員双方のみで協議を行った。
- ・労使委員のみで協議を行った結果、両者の意見が調整されて合意に至り、改定(案)
【職員：7,300円の引き上げ/特定の船舶職員養成施設の課程を修了した若手職員：7,300円の引き上げ/部員：7,200円の引き上げ/海上経歴3年未満の部員：7,200円の引き上げ】が示された。
- ・最低賃金額(月額)は、職員について258,950円、特定の船舶職員養成施設の課程を修了した若手職員242,500円、部員について200,400円、海上経歴3年未満の部員について191,200円とする案が了承された。
- ・その他として、労働者委員より、航海士や機関士が乗り組まない小型船舶の船長や機関長の賃金についても、引き続き、待遇改善をはかられるよう行政指導をお願いしたいとの意見があった。
- ・使用者委員より、今回は社会的要請を一番に考慮して全国ベースに近い金額で合意したが、北海道地域の実情を考えると大変厳しいものであり、今後も全国に合わせて行くことは難しいところなので、地域の実情を加味して欲しいとの意見があった。
- ・事務局より、当専門部会の結論については、他の業種の最低賃金専門部会の結論と合わせて、船員部会へ付議することをはじめ、効力発生までの手続きに関する説明があった。
- ・海事振興部長より、諮問した北海道運輸局を代表して、部会長及び各委員へ、謝辞があった。
- ・部会長より、各委員へ謝辞があり、これをもって本年度の最低賃金専門部会を終了した。

(以上)